

ハラスメント防止のための相談ガイド

廣池学園のキャンパスは、建学の理念のもと、国内外から集う学生・教職員が学び、研究し、互いに理解と信頼を深める場です。創立以来育まれてきた温かな人間関係と思いやりの心は、本学が大切にしてきたものです。

この理念を守り育てていくためには、一人ひとりの尊厳を尊重し、安心して学び、働くことのできる環境を保つことが必要です。万一、その環境を損なうような状況が生じた場合には、本学は速やかかつ真摯に対応します。

1. ハラスメントとは？

ハラスメントとは、本人にその意図があるかどうかにかかわらず、相手に不快感を与える言動によって、その人格や尊厳を傷つけることをいいます。こうした言動の受け止め方には個人差がありますが、重要なのは、それを受け止める相手がどのように感じるかという点です。「これくらいなら問題ないだろう」という一方的な思い込みは避けなければなりません。

ハラスメントは、主に次の三つに大別されます。

■ 地位利用型	先輩・後輩、教職員・学生などの力関係や立場を背景として行われるもの
■ 対価型	誘いかけや要求に応じるか否かによって、相手に利益または不利益を与えるもの
■ 環境型	教室、職場、研究室等において、みだらな掲示物の展示や悪口などにより、その場の教育・研究環境や職場環境を悪化させるもの

ハラスメントには、次のような種類があります。

① セクシュアル・ハラスメント

性的な言動や行為により、相手に不快感や不安感を与えることをいいます。

例：不必要に身体に触れる、性的な体験談を話したり、尋ねたりする、性差別意識に基づく発言をする

② パワー・ハラスメント

先輩・後輩、教職員・学生などの上下関係を背景に、本来の関係性を超えて過度な要求を繰り返す、服従を求めたり、嫌がらせや威圧的な言動を行ったりすることをいいます。

例：土下座を強要する、大勢の前で怒鳴ったり、誹謗したりする、人格を否定するような言動をする、相手を無視する

③ アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場において、上下関係を背景に、一方的かつ理不尽な要求を行い、助力や協力を強要することをいいます。

例：要求に応じないことを理由に単位を与えない、又は成績を恣意的に低くする、正当な理由なく研究指導を行わない

④ 育児・介護休業等ハラスメント

妊娠・出産したこと、又は育児や介護のための制度を利用したことなどを理由として、事業主が解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約更新拒否などの不利益な取扱いを行うこと、又は上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことをいいます。

例：看護休暇又は介護休暇の取得を認めない、男性の育児休業取得を妨げる、育児短時間勤務等の制度利用を妨害する

⑤ その他のハラスメント

上記以外にも、相手に不利益や不快感を与え、又はその尊厳を損なう言動は、ハラスメントに該当する場合があります。

2. ハラスメントを防止するために

■ 「No」の意思表示をする

不快な言動を受けた場合には、勇気をもって「No」の意思を表示し、自らの気持ちを相手に明確に伝えることが重要です。相手が、自身の言動によって相手を不快にさせていることに気づいていない場合もあります。

■ 傍観しない

友人や知人がハラスメントの被害を受けていると思われる場合には、それを他人事として放置せず、必要に応じて、加害的な言動を行っている者に注意を促すことが求められます。もしくは、「ハラスメント相談員」へ相談してください。

3. 被害にあった時の対応

■ 記録をとる

ハラスメントを受けた際は、日時、場所、言動の内容、周囲の状況等について、できるだけ具体的な記録を残しておくことが重要です。

■ ひとりで悩まずに相談する

ハラスメントを受けた際は、一人で悩んだり放置したりしないで、信頼できる人、又は「ハラスメント相談員」に相談してください。

■ 慎重に行動する

ハラスメントの問題は、被害者本人にとってはもちろん、行為者とされる相手にとっても重大かつ深刻な問題です。対応に当たっては、冷静かつ慎重に行動することが求められます。

4. 具体的な対応

- ① 最も信頼できる人又は「ハラスメント相談員」に連絡してください。学内の関係者への相談が難しい場合には、外部相談窓口（弁護士）への相談も可能です。
- ② 相談を受けた者が「ハラスメント相談員」でない場合には、相談者の意向に配慮しつつ、相談内容を聴取し事案の概要を把握したうえで、「ハラスメント相談員」に連絡、又は相談者に「ハラスメント相談員」を紹介します。
- ③ 「ハラスメント相談員」は、相談内容を確認したうえで、まずリスコン室に連絡し、必要に応じてリスコン室のスタッフとともに相談者との面談を行い、事案の全体像を把握します。
- ④ リスコン室は、相談者の意向、事案の内容及び状況を踏まえ、必要と判断される場合に相談者及び関係者から事情を聴取し、慎重に事実関係を確認したうえで、その結果をコンプライアンス委員会に報告します。
- ⑤ コンプライアンス委員会は、当該報告に基づき慎重に審議し、できる限り速やかに必要な措置を講じるとともに、その結果を相談者に通知します。
- ⑥ この一連の過程においては、相談者及び関係者のプライバシーに十分配慮し、調査、審議及び措置を慎重に進めます。